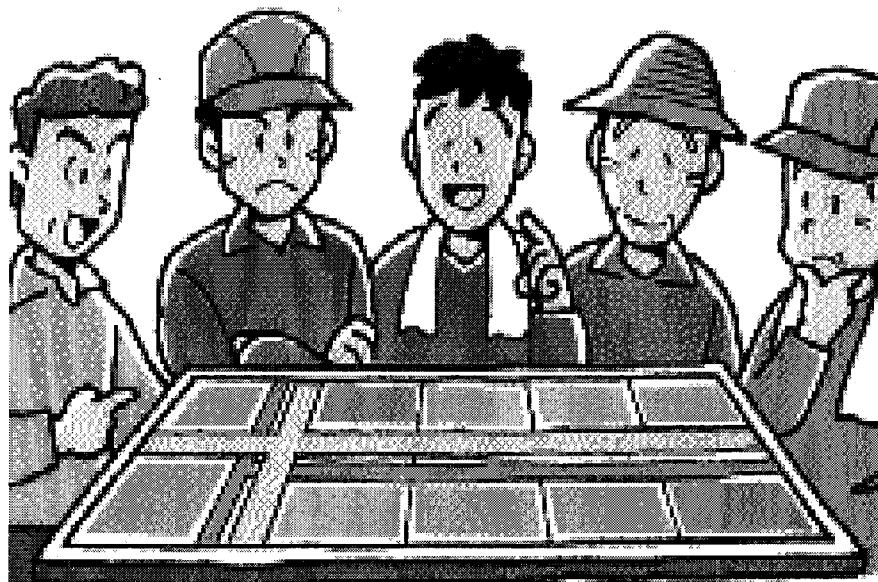


# 農業経営基盤強化促進法 について



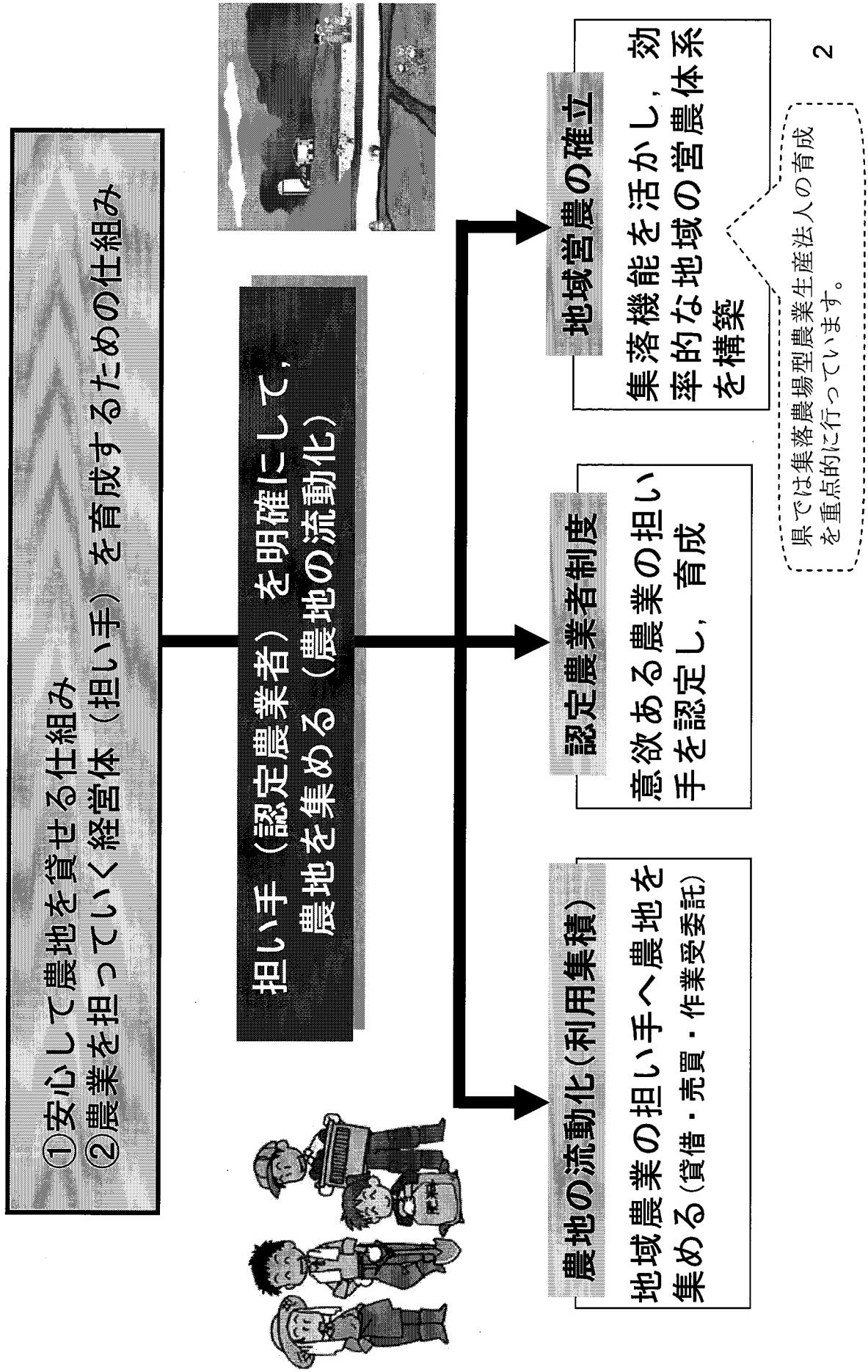
広島県農林水産局  
農水産振興部農業経営課

主任主事 先矢 和重

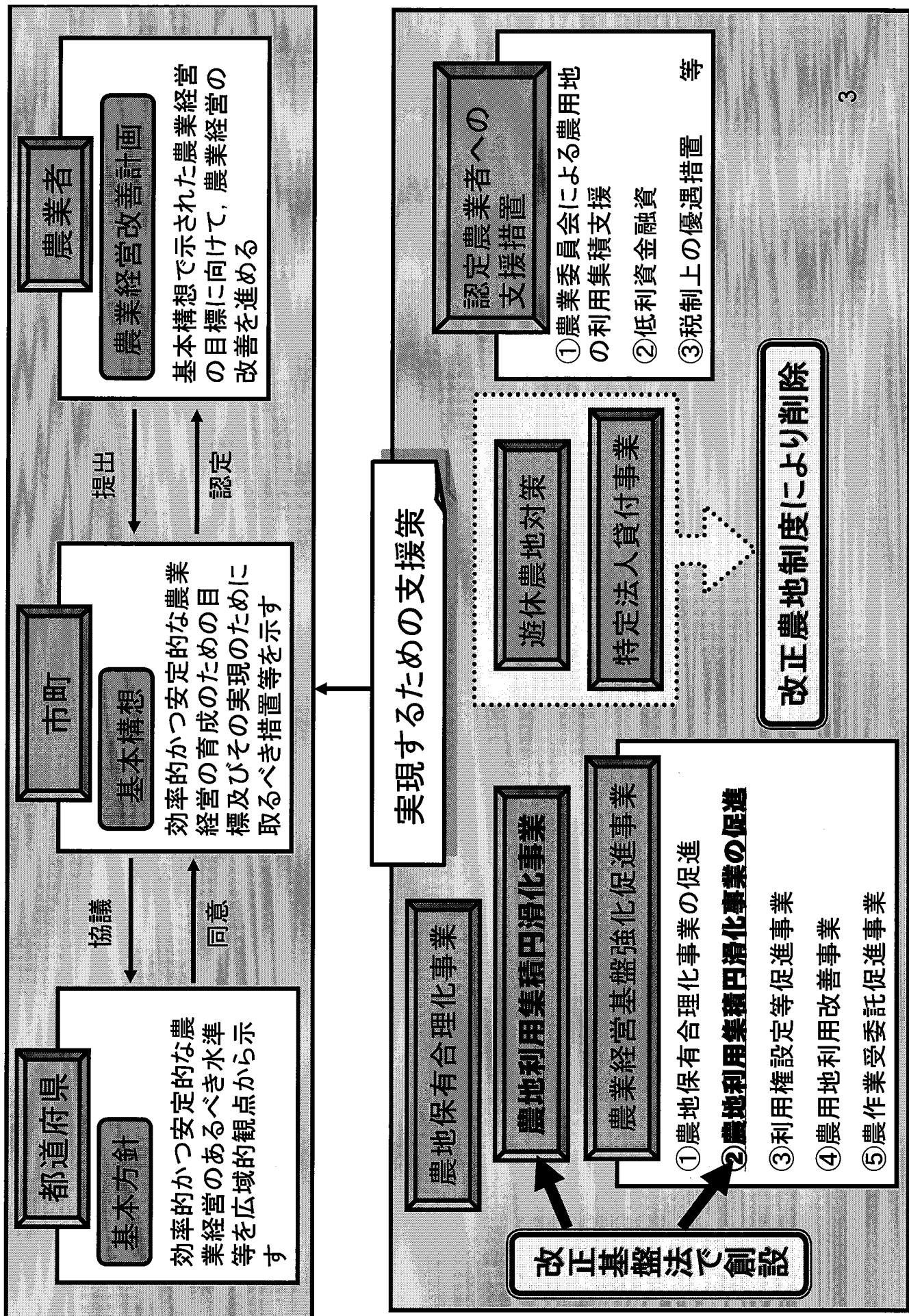
# 農業経営基盤強化促進法の概要と改正内容

平成22年7月  
農林水産局農業経営課  
農業経営支援グループ

## ■ 農業経営基盤強化促進法とは



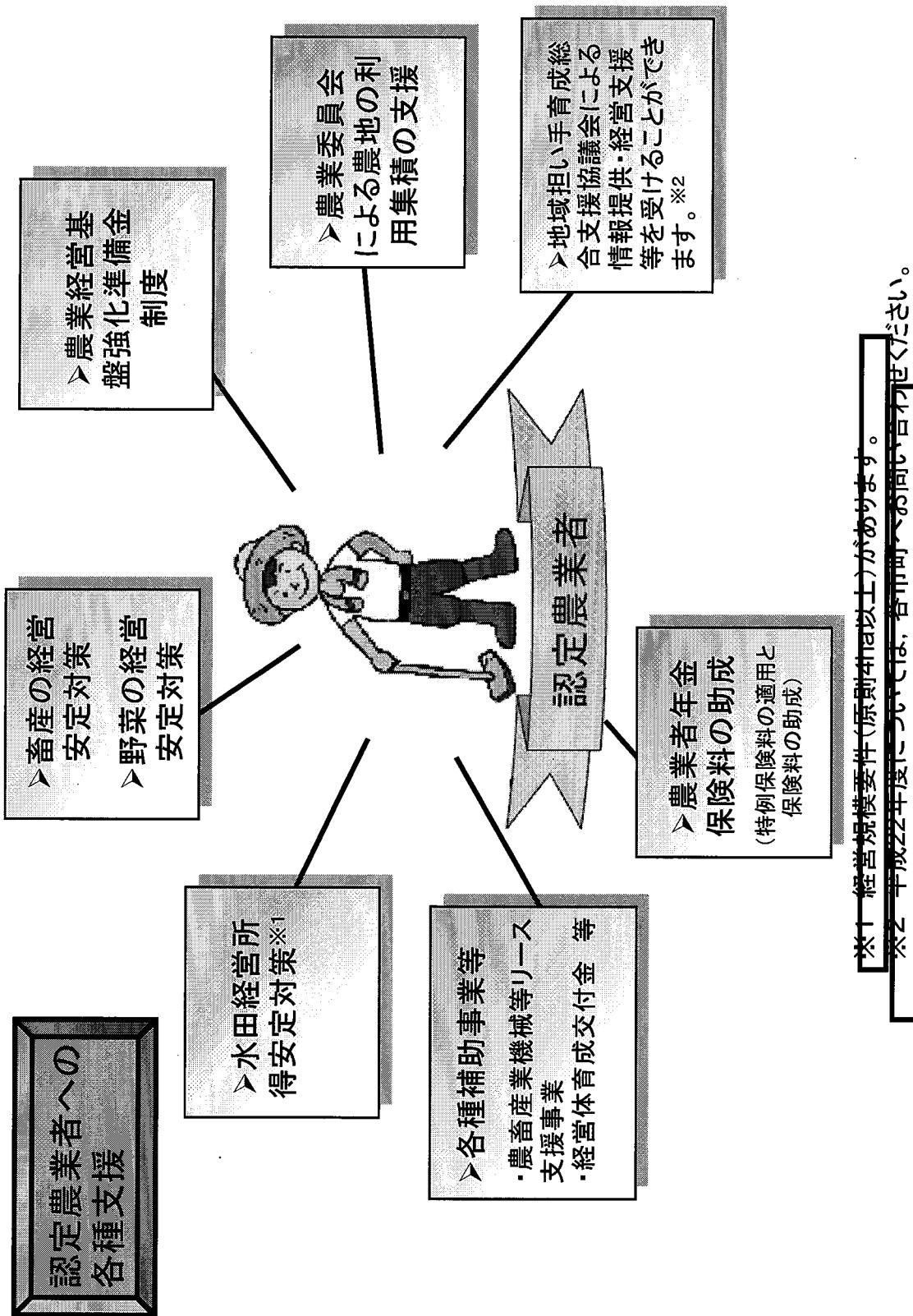
## ■ 農業経営基盤強化促進法の体系



## ■法に位置づけられている主要な制度

### 1 認定農業者制度

基本構想に示された育成すべき農業経営を目指し、経営改善を計画的に行おうとする者に対し、重点的に支援措置を講じ、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。



## 農業経営改善計画認定の流れ

### ①作成・申請

・農業経営改善し、  
計画書を作成し、  
市町へ申請

### ②審査・意見聴取り

・市町は基本構想に  
即しているかどうか  
等審査  
・第三者機関から意  
見を聞き、認定する  
かどうかを判断

### ③認定

・認定書の通知

※認定を受けた農  
業者・法人を『認定  
農業者』といふ。

※5年後の経営目標と達成に向けた方策を記  
載する。主な目標は次のとおり。

- ◆経営規模の拡大 ◆生産方式の合理化
- ◆経営管理の合理化 ◆従事態様の改善

### ※認定基準

- ◆基本構想に即していること(農業所得、年間  
労働時間や経営規模等)
- ◆達成される見込みがあること
- ◆農用地の効率的かつ総合的な利用を図る  
ために適切であること

## II 利用権設定等促進事業

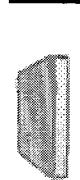
育成すべき農業者に対する農用地の利用集積を図るため、農用地の賃貸借権等の権利移動を円滑化するための事業

### 利用権とは

農業上の利用を目的とする農地の

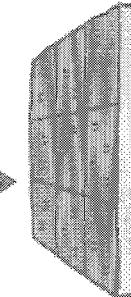
- ①賃貸借権
- ②使用賃借権等のこと

### 利用権の設定等とは



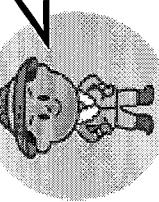
拡大

- ①利用権の設定
- ②所有権の移転



### 利用権設定等による主なメリット

改正により、  
農業生産法人以外の法人、  
農作業に常時従事しない  
者も利用権設定ができる  
ようになりました



### 受け手

### 出し手

■契約期限が到来すれば必ず返還される

■譲渡所得について特別控除を受けることができる

■不動産取得税の軽減など税金面での優遇措置を受けることができる

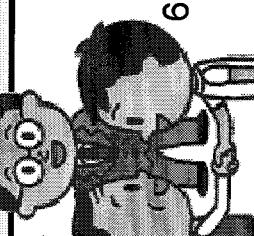
■農地法で規定されている下限面積

■農地の要件はない

### 賃借の場合

### 所有権移転の場合

### その他



利用権設定を行う際、  
共有農地の場合、地権者すべての同意が必要で  
したが、改正により、地権者の過半の同意が得  
られれば、5年を超えない期間で利用権設定が  
可能となりました<sup>6</sup>

## 利用権設定等促進事業の流れ

利用権の設定を受けたいと申出

認定農業者

農業委員会による調整

### 市町による農用地利用集積計画の作成

農用地利用集積計画の要件

1 計画の内容が市町村基本構想に適合すること

2 利用権の設定等を受ける者の要件  
①農用地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うこと  
②農作業に常時従事すること

3 利用権を設定する土地について権利関係者すべての同意を得ていること

貸し手  
・農用地を貸したい  
・農用地を売りたい

受け手  
・農用地を借りたい  
・農用地を買いたい

(注)農業生産法人以外の法人、農作業に常時従事しない者の要件  
①農用地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うこと  
②地域における適切な役割分担  
③(法人の場合)役員のうち1人以上が常時従事

農地法の適用除外

①許可手続(3~5条)

②賃貸借法定更新(17条)

有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

利用権設定等の効力が発生

公告

農業委員会の決定

調整  
農用地利用改善団体  
農業協同組合  
土地改良区

## Ⅲ 農用地利用改善事業

集落等の地縁的なまとまりのある区域において、関係権利者による話し合いを通じて、作付地の集団化、農作業の効率化、担い手への農地集積等を進める事業



## 特定農用地利用規程の認定手続き

○○農用地利用改善組合

- ・地権者2/3以上の集まり
- ・農用地の利用調整について話し合い・合意形成

①同意依頼

特定農用地  
利用規程

②同意回答

### 【利用規程の内容】

- ・実施区域
- ・農作業の効率化
- ・集積対象者
- ・利用集積目標面積
- ・利用権設定等に関する事項等

⑤認定

③承認申請

市町

農業委員会  
農協

④意見聴取

⑥公告

農事組合法人 ■■■  
農業を営む法人の農地の過半  
・その地域の農地の過半  
集積

特定農業法人となる

または  
△△ 営農組合  
任意組織  
・その地域の農地の2/3を  
集積

特定農業団体となる

※特定農用地利用規程の有効期間は5年間。申請により5年間の延長が可能。

※個人への認定農業者は特定農用地利用規程に定めることはできない。

## IV 農地保有合理化事業

### 農地保有合理化法人 ため再配分する事業

#### ◆農地集約による団地化の実現

- 複数の出し手農家の農地を農地経営に寄与。
- 担い手の効率的な農業経営に寄与。
- また、中間保有期間に、基盤整備を行う等附加価値を高めた上での売渡しも可能。



#### ◆受け手、出し手間のタイムラグの解消

- 農地代金の入金を急ぐ農家と、當農計画に沿った買入を望む受け手農家との時間的負債整理等のため土地代金の調整が困難である場合、中間保有機能を活用して、両者のタイムラグを解消。
- 負債整理により、相対取引での調整が困難なズレ解消。

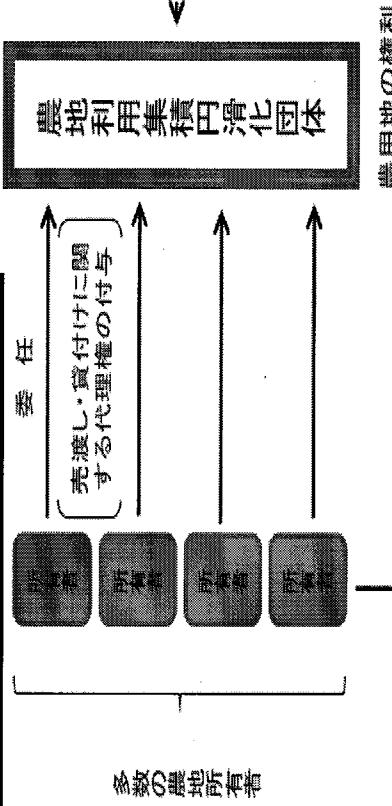


## ■ 基盤強化法改正により創設された事業

### 農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化団体(市町、農協、市町公社、その他の団体等)が実施主体となり、農地所有者代理事業(農地所有者から農地の貸付け等について委任を受けて、その者に代理して貸付け等を行う事業)を基本とし、農地売買等事業、研修等事業を行う事業

### 農地所有者代理事業の仕組み



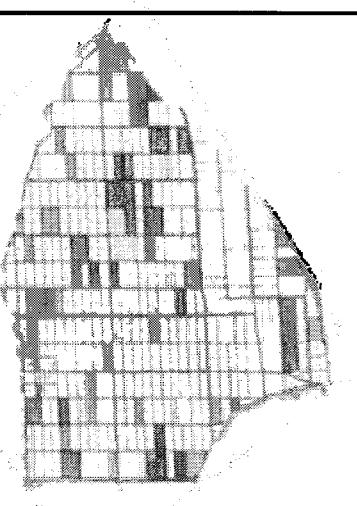
### 農地利用集積円滑化事業の仕組み

#### 《農地利用集積円滑化団体》

- ・市町
- ・市町公社
- ・農業協同組合
- ・土地改良区
- ・地域粗い手協議会 等

再配分

一括引受け



○中間保有リスクを回避するため委任・代理

○方式を中心に推進

○集落段階で面的集積の取組を推進する

○ティネーターを設置

○全国の市町段階で実施

